

# 自転車再生整備基準

**1** この基準は、再生自転車海外譲与自治体連絡会（ムコーバ）が、海外に再生自転車を譲与するにあたり、加盟各自治体が再生整備の基準を統一化し、整備完成車の品質水準を均一に保ち、かつ整備不良車が海外に出荷されることを防止するため、最低限必要な自主的基準としての役割を課すものである。

**2** この基準に基づいて点検整備をおこない海外に譲与する自転車は、特殊自転車及び変速ギア付きの自転車を避け、最も一般的なタイプの自転車とする。

自転車のサイズは24、26、27インチとする。

**3** 再生整備の基準は次のとおりとする。

(1) 自転車安全整備士の資格取得者が、警視庁が定める「普通自転車点検整備基準」に基づき整備を実施する。ただし、「普通自転車点検整備基準」により整備された自転車で、加盟各自治体が明らかに同基準に適合すると認められた自転車は、この限りでない。

(2) 上記、(1)に基づく整備のほか、次の内容について整備を実施する。

**① カギについて**

取り付けられているカギは全て取り外すこと。

**② 荷籠について**

前荷籠は必ず付けるものとし、使用可能かつ綺麗な荷籠については清掃後そのまま活用し、損傷及び汚損の著しいものは良品と交換すること。

なお、後部荷台に取り付けられている籠については、取り外すこと。

\* 荷籠の材質については、金属性のものが好ましいが、自転車本体の状況から取り替えが不可能な場合、再生経費の状況等により支障が生じる場合は、プラスチック性の材質のものでも可とする。

**③ 空気注入口について**

バルブは英式バルブのみとし、虫ゴムは全て新しいものと交換すること。

**④ サドルについて**

損傷及び汚損のあるものは、良品と交換すること。

**⑤ タイヤ及びタイヤチューブについて**

タイヤの摩耗が著しいものは、良品と交換する。

タイヤチューブはパンクしていないか必ず点検し、パンクしている場合は修理のうえ、適正空気圧まで空気を充填すること。

**⑥ ハンドルの形状について**

現在、量販されている自転車の状況から、婦人用車等の形状に加え棒状（一文字）タイプも可とする。

\* 禁止形状＝カマキリタイプのアップハンドル、ビーチクルーザーなどの大型ハンドル、サイクリング車等のドロップハンドル等。

**⑦ スタンドについて**

両立てスタンドとすること。片足スタンドのものは必ず両立スタンドに取り替えること。

**⑧ 後部荷台について**

後部に必ず荷台がついていること。ついていない自転車には必ず荷台を取付けることとするが、荷台の取り付けに限っては、3の(1)に基づく基準に該当しないものとする。

**⑨ 旧所有者氏名の表示について**

すべて綺麗に落とすこと。

**⑩ 防犯登録シールについて**

防犯登録シールはすべて剥がすこと。

**⑪ その他の点検整備について**

各部分とも錆落とし、注油を充分に実施するとともに、自転車全体の清掃をおこなうこと。また自転車利用者の安全に直接かかわる制御部分・反射器・前照灯及び警音器等については、必ず目視のみならず操作による確認をおこなうとともに、努めて部品を新品又は良品と交換すること。

**⑫ TSマークの貼付はおこなわない。****⑬ ライトについて**

ダイナモ方式のライトとすること。

**⑭ ドレスガードについて**

使用可能で綺麗なドレスガードが付いている場合は清掃後そのまま活用し、損傷及び汚損の著しいものについては取り外すこと。ドレスガードが無いものについては、そのままでも可とする。

**4** | 上記の仕様を基本的な再生整備の基準とし、その他不明な点や昨今の自転車事情から不都合が生じる場合は、ムコーバ事務局（豊島区）に報告し、改めて検討をおこなうものとする。

**B級自転車の定義**

従来海外譲与用に新品同様に再生したものをA級自転車とすると、B級自転車とは、再生しなくても乗用として用いるに支障がなく改めて修理を施すことなく出荷できる状態のものをいう。

1. サイズは、24、26、27インチとする。
2. 壊れ、錆、などが無く比較的綺麗なこと。
3. 荷台・荷籠は、付いていること。
4. ハンドルは、A級と同様とする。
5. スタンドは、できるだけ両立スタンドとする。

【適用】 平成28年度の出荷から適用する。